

郡山市告示第288号

別紙に掲げる者について、その住所又は居所の所在地が不明のため、固定資産税・都市計画税の納税通知書及び課税明細書を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）第6条の規定により公示送達する。

ついては、当該納税通知書及び課税明細書を郡山市税務部資産税課において保管しているので、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付する。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該納税通知書及び課税明細書の送達があったものとみなす。

また、郡山市税条例第56条第2項の規定に基づき、令和8年11月2日まで納期限を延長した。

令和8年10月9日

郡山市長 椎 根 健 雄

別紙

氏 名	お問合せ番号	年度
ルイス ブライアン ジョン	1 0 3 2 0 2 0 4	令和3年度
松崎 芳次（松崎 和政分）	2 3 1 4 4 3 9	令和8年度
本柳 清治	3 2 1 8 8 7 0	令和8年度
有限会社テnder	8 6 1 1 0 6 9	令和8年度
高玉金山土地管理組合	9 0 5 4 1 3 1	令和8年度
二瓶 廣康（二瓶 ヤス分）	9 0 7 3 6 2 4	令和8年度
エステック株式会社	9 1 2 0 4 1 1	令和8年度
有限会社相成	9 6 9 2 8 9 4	令和8年度
間 暁啓 外1名	9 8 1 0 1 5 9 8	令和8年度